

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
分野	6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興			10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
基本的な考え方	<p>全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。</p> <p>また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。</p>		<p>全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。</p> <p>また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。</p> <p>さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくることととも に、障害者スポーツの一層の普及に努めます。</p>	<p>全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活と社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくることとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努め、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。[10:基本的考え方]</p>
施策の方向性	(1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備			
6-(1)-1	<p>芸術文化活動を行う環境づくり</p> <p>障害のある人が、芸術文化活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた芸術文化活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、芸術文化活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。</p> <p>特に、障害のある人の芸術文化活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。</p>	障害福祉企画課	<p>障害のある人が、芸術文化活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた芸術文化活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、芸術文化活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。</p> <p>特に、障害のある人の芸術文化活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。</p>	<p>共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害者差別解消法改正法により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられたことも踏まえて、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む。特に、障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進、地方公共団体における障害者による文化芸術活動に関する計画策定の促進を図る。[10-(1)-1]</p>
6-(1)-2	<p>北九州市障害者芸術祭の開催</p> <p>全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、北九州市障害者芸術祭を開催し、障害のある人の芸術文化活動の普及を図ります。</p>	障害福祉企画課	<p>全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、北九州市障害者芸術祭を開催し、障害のある人の芸術文化活動の普及を図ります。</p>	<p>全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて障害者の生活と社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭を開催し、障害者の文化芸術活動の普及を図る。また、文化芸術団体や地方公共団体等が行う障害者の文化芸術活動に関する取組を支援する。[10-(1)-4]</p>
6-(1)-3	<p>芸術文化活動等に関する取り組みの支援</p> <p>障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、芸術文化活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。</p> <p>また、民間団体等が行う芸術文化活動等に関する取り組みを支援します。</p>	障害福祉企画課	<p>障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、芸術文化活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。</p> <p>また、民間団体等が行う芸術文化活動等に関する取り組みを支援します。</p>	

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
6-(1)-4	障害のある子どもが芸術文化に触れ親しむ取り組み	障害のある子どもに、広く芸術文化に触れ親しむことができるよう、一流の芸術文化活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。 また、このような取り組みに対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信の充実に努めます。	文化企画課 学校教育課、特別支援教育課	障害のある子どもに、広く芸術文化に触れ親しむことができるよう、一流の芸術文化活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。 また、このような取り組みに対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信を <u>充実させていきます。</u>	<u>小・中学校・特別支援学校等</u> において、文化芸術活動団体による実演芸術の公演や、 <u>障害のある芸術家の派遣を実施することにより、こどもたち</u> に対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。[10-(1)-2]
6-(1)-5	社会参加活動を行うための環境の整備	レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会等を開催し、障害のある人等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。	障害福祉企画課	レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会等を開催し、障害のある人等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行う。[10-(1)-7]
施策の方向性 (2) スポーツに親しめる社会環境の整備					
6-(2)-1	障害者スポーツへの様々なニーズに対応できる取り組み	障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としても、健康を増進し、社会参加意欲を高め、ひいては、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものであり、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取り組みを推進します。	障害福祉企画課	障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としても、健康を増進し、社会参加意欲を高め、ひいては、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものであり、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取り組みを推進します。	
6-(2)-2	スポーツに親しめる環境づくり	障害のある人のスポーツの拠点である北九州市障害者スポーツセンター・エリアスの適切な運営を図るとともに、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進めます。 また、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しめる環境づくりに取り組めます。	障害福祉企画課 スポーツ振興課	障害のある人のスポーツの拠点である北九州市障害者スポーツセンター・エリアスの適切な運営を図るとともに、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進めます。 また、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取り組みを行います。 <u>さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かし、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しめる環境づくりに取り組めます。</u>	障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組む。その際、指導者になる障害者の増加や障害者自身のボランティアへの参画を図る。 <u>併せて、特別支援学校中学部等を含めた運動部活動の地域連携・地域移行に向けて、生徒のスポーツ機会の実態等を踏まえ、広く障害者スポーツに係るリソースも積極的に活用し、人材の育成や、地域の体制整備を図る。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーをいかし、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくり、パラリンピック等の障害者スポーツの振興を図る。[10-(2)-1]</u>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
6-(2)-3	障害者スポーツ大会等の開催	障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取り組みを支援します。	障害福祉企画課	障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取り組みを支援します。	全国障害者スポーツ大会の開催を通じて障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援する。[10-(2)-2]
6-(2)-4	「ふうせんバレーボール」の普及	障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。	障害福祉企画課	障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。	
6-(2)-5	北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会の開催	北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体等が行っている障害者スポーツを通じた国際協力の取り組みについて広く市民に周知し、障害の理解や国際交流を促進します。	障害福祉企画課	北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体等が行っている障害者スポーツを通じた国際協力の取り組みについて広く市民に周知し、障害の理解や国際交流を促進します。	
6-(2)-6	2020年東京パラリンピックのレガシーイベント	東京2020パラリンピックのキャンプ地誘致やパラリンピック関連プログラムを契機とした国際交流を推進し、大会終了後も、レガシーとしてスポーツ・文化等の交流が継続・発展するような事業を展開します。 また、パラリンピアン等のトップアスリートの協力を得てスポーツイベントや講習会を開催し、障害のある人への理解及び障害者スポーツの振興を図ります。	国際スポーツ大会推進室	東京2020パラリンピックのレガシーとしてスポーツ・文化等の交流が継続・発展するような事業を展開します。 また、パラリンピアン等のトップアスリートとの交流を支援し、障害のある人への理解及び障害者スポーツの振興を図ります。	
—	—	—	—	—	パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会等への参加の支援等、スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに、 <u>国立障害者リハビリテーションセンター等の関係機関と連携し、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。</u> [10-(2)-3] <u>性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、模範となるTokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえ、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のユニバーサルデザイン化等について、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。</u> [10-(2)-4]
施策の方向性	(3) 多様な生涯学習の充実				
6-(3)-1	多様な学習活動を行う機会の提供と充実	障害のある人の生きがいづくりや社会参加に向け、障害のある人が生涯にわたり教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。	生涯学習課	障害のある人の生きがいづくりや社会参加に向け、障害のある人が生涯にわたり教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、 <u>訪問支援を含む</u> 多様な学習活動を行う <u>学びの場やその</u> 機会を提供・充実する。[8-(4)-5]

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
6-(3)-2	障害のある子どもの芸術文化、スポーツに接する機会の確保	<p>地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちが、芸術文化、スポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の資質の向上につなげていくことができるようになります。</p> <p>また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。</p>	特別支援教育課	<p>地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、芸術文化、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。</p> <p>また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。</p>	
6-(3)-3	市立図書館における読書環境の整備	<p>市立図書館では、バリアフリーに対応した施設整備、郵送貸出制度、大活字本の閲覧貸出、特別支援学校での読み聞かせ等を実施するなど、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めます。</p>	中央図書館運営企画課、奉仕課、子ども図書館	<p>市立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)を踏まえ、アクセシブルな書籍等の充実並びに利用しやすい施設・設備及びサービスの充実に取り組み、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めます。</p>	<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」等を踏まえ、公共図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障害者情報提供施設等が連携を図りながら、障害者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図る。[10-(1)-6:再掲]</p>
—	—	—	—	—	<p>国立博物館、国立美術館、国立劇場等における文化芸術活動の公演、展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供、障害者向けの鑑賞イベントの実施等、障害者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、アクセシビリティの向上を図る。[10-(1)-3]</p> <p>文化芸術振興費補助金において、聴覚障害者のためのバリアフリー字幕及び視覚障害者のための音声ガイド制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。[10-(1)-5]</p> <p>劇場・音楽堂等や博物館などの地域の文化施設において、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上を支援する。[10-(1)-8]</p> <p>令和7(2025)年に開催される日本国際博覧会において、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての人が快適に移動や利用ができ、不安や不自由なく過ごすことができる施設を整備するとともに、文化芸術による共生社会の実現に向けた我が国の取組を発信する。[10-(1)-9]</p>